

(記載例)

網掛け部分は注意事項

令和□年 3 月 27 日

(派遣元)

近畿スタッフ株式会社 御中

(派遣先)

株式会社厚労商事 関西支社

支社長 △△ △△

労働者派遣法第40条の9第2項に基づく通知書

令和◆年3月24日付けの「派遣先通知」により貴社から通知された派遣労働者 労働 花子 は当社を離職した者であり、派遣受入開始日において、当該離職の日から起算して1年を経過していないことを通知します。

※当該派遣労働者が60歳以上の定年退職者である場合には、通知の必要はありません。

労働者派遣事業関係業務取扱要領 第6の18 より一部抜粋

(3) 離職した労働者についての労働者派遣の禁止の留意点

イ 離職した労働者についての労働者派遣の禁止の例外となる「60歳以上の定年退職者」の取扱い、第4の2の(2)のロ及びハと同様である。

ロ 「派遣先」とは、事業者単位で捉えられるものであり、例えば、ある会社のA事業所を離職した労働者を同じ会社のB事業所へ派遣することは、離職後1年を経過しない場合は認められないこと。なお、グループ企業への派遣に関しては、同一の事業者には該当しないため、離職した労働者についての労働者派遣の禁止対象になるものではないこと。

ハ 「労働者」とは、正社員に限定されるものではなく、非正規労働者も含まれる。

第4の2の(2)のロ

「60歳以上の定年退職者」とは、60歳以上の定年年齢に達した者のことをいい、継続雇用(勤務延長・再雇用)の終了の後に離職した者(再雇用による労働契約期間満了前に離職した者等を含む。)や、継続雇用中の者のような60歳以上の定年退職者と同等の者も含まれること。また、グループ企業内の退職者に限られるものではないこと。